

計	
輸 出 向 莞 蓮	

(注意)

- 一 製造戸數ハ其年十二月末日現在、職工ハ平常使用スル一日平均數ヲ記スヘシ
- 一 莞蓮一本トハ四十碼ヲ云フ
- 一 本間葵蔭(一名京間ト稱ス)一枚ハ巾三尺一寸五分長六尺三寸並葵蔭ハ巾二尺九寸長五尺八寸ナリ

第二八 工業用藥品 (報告期翌年四月限)		明治何年	
硫 酸	數 量	價 額	製造戸數
鹽 酸			
硝 酸			
硫 酸 曹 達 (砒 硝)			
炭 酸 曹 達			
苛 性 曹 達			
			職 工
			男
			女
			計

沃 度	沃 度 加 里	沃 度 加 里	沃 度 加 里	沃 度 加 里	沃 度 加 里	沃 度 加 里	沃 度 加 里	沃 度 加 里	沃 度 加 里
鹽 化 加 里	明 礬 (硫酸礬土共)	明 礬 (硫酸礬土共)	明 礬 (硫酸礬土共)	明 礬 (硫酸礬土共)	明 礬 (硫酸礬土共)	明 礬 (硫酸礬土共)	明 礬 (硫酸礬土共)	明 礬 (硫酸礬土共)	明 礬 (硫酸礬土共)
硫 酸 安 母 尼 亞 (礬 砂)	醋 酸 石 灰	醋 酸 石 灰	醋 酸 石 灰	醋 酸 石 灰	醋 酸 石 灰	醋 酸 石 灰	醋 酸 石 灰	醋 酸 石 灰	醋 酸 石 灰
晒 粉									

(注意)

- 一 製造戸數ハ其年十二月末日現在、職工ハ平常使用スル一日平均數ヲ記スヘシ
- 一 二種以上ヲ製造スルモノハ製造戸數及職工ハ主ナル一方ニ記入シ數量及價額ハ之ヲ區別シテ記入スヘシ

第二九 漆 液 (報告期翌年三月限)		明治何年	
製 造 戸 數	數	量	一 貫 ニ 付 價 額

生	蠟								
晒	蠟								

(注意)

製造戸數ハ其年十二月末日現在、職工ハ平常使用スル一日平均數ヲ記スヘシ
 生蠟ト晒蠟トヲ製造スルモノハ製造戸數及職工ハ主ナル一方ニ記入シ數量及價額ハ之ヲ區別シテ記入スヘシ

第三二 製 藍 (報告期其年十月限)

自明治何年七月一ケ年
 至同何年六月一ケ年

藍	玉	數量	價額	製造戸數	職
					男 女 計
藻					

(注意)

製造戸數ハ十二月末日現在、職工ハ平常使用スル一日平均數ヲ記スヘシ
 藻ハ藍玉製造ノ原料ナレトモ其儘使用スルコトアリ
 藻ト藍玉トハ各別ニ調査スヘシ故ニ重複スルヲ妨ケス
 藍玉ト藻トヲ製造スルモノハ製造戸數及職工ハ主ナル一方ニ記入シ數量及價額ハ之ヲ區別シテ記入スヘシ

第三三 薄 荷 (報告期翌年四月限)		數量	價額	製造戸數	職
薄	荷				男 女 計
荷	薄				
取	卸				

明治何年

(注意)

製造戸數ハ其年十二月末日現在、職工ハ平常使用スル一日平均數ヲ記スヘシ
 二種以上ヲ製造スルモノハ製造戸數及職工ハ主ナル一方ニ記入シ數量及價額ハ之ヲ區別シテ記入スヘシ
 取卸薄荷トハ薄荷草ヲ蒸溜器ニ掛ケ取タル儘ノ液ニシテ薄荷腦ヲ含メルモノナリ薄荷油ハ之ヨリ腦ヲ取去リタルモノナリ

第三四 石 鹼 (報告期翌年四月限)		數量	價額	製造戸數	職
化	粧				男 女 計
工	業				
洗	濯				
計	用				

明治何年

製造場名	印刷料紙		ボール(板紙)		煙草用紙		磷寸用紙		連史紙		其他	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
計												

(注意)

- 一 製造場ハ其年十二月末日現在、職工ハ平常使用スル一日平均數ヲ記スヘシ
- 一 封度ハ百二十タヲ以テ計算スヘシ

第三七 機械製麥粉 (報告期翌年四月限) 明治何年

數量	價額	製造戶數	原料		使用		職
			內	外	國	高	
			數量	價額	數量	價額	男
			數量	價額	數量	價額	女
							計

(注意)

- 一 製造戶數ハ其年十二月末日現在、職工ハ平常使用スル一日平均數ヲ記スヘシ

一 手挽ニ非サルモノハ悉皆調査スヘシ

第三八 澱粉 (報告期其年八月限) 自明治何年七月一箇年 至同何年六月

數量	價額	製造戶數	原料		使用	
			馬鈴薯	甘	諸	其他
			數量	價額	數量	價額
			數量	價額	數量	價額

(注意)

- 一 製造戶數ハ十二月末日現在ヲ記スヘシ

第三九 寒天 (報告期其年六月限) 自明治何年四月一箇年 至同何年三月

數量	價額	製造戶數	簽數	職	
				男	女
					計

(注意)

- 一 製造戶數及簽數ハ製造盛期ノ數ヲ記スヘシ
- 一 職工ハ製造期間ニ於ケル一日平均數ヲ記スヘシ

馬	革	
其他		
計		

(注意)

- 一 製造戸數ハ其年十二月末日現在、職工ハ平常使用スル一日平均數ヲ記スヘシ
- 一 二種以上ヲ製造スルモノハ製造戸數及職工ハ主ナル一方ニ記入シ數量及價額ハ之ヲ區別シテ記入スヘシ
- 一 本表ノ枚數ハ一頭分ヲ以テ一枚ト算スヘシ

第四三 麥稈及經木真田 (報告期翌年四月限)

明治何年

麥稈真田	經木真田	麥稈經木交真田	數量價額		製造戸數	職工	
			數	量價		男	女
							計

(注意)

- 一 製造戸數ハ其年十二月末日現在、職工ハ平常使用スル一日平均數ヲ記スヘシ
- 一 麥稈真田、經木真田及麥稈經木交真田ノ一反ハ共ニ六十碼ヲ以テ計算スヘシ

第四四 時計 (報告期翌年四月限)

明治何年

置時計計	掛時計計	懷中時計計	數量價額		製造戸數	職工	
			數	量價		男	女
							計

(注意)

- 一 製造戸數ハ其年十二月末日現在、職工ハ平常使用スル一日平均數ヲ記スヘシ
- 一 二種以上ヲ製造スルモノハ製造戸數及職工ハ主ナル一方ニ記入シ數量及價額ハ之ヲ區別シテ記入スヘシ

第四五 玻璃製品 (報告期翌年四月限)

明治何年

計	其他	板硝子	舶來模造品及食器	ホヤ類	石笠	塀	價額		製造戸數	職工	
							製造	消費		男	女

(注意)

- 一 製造戸數ハ其年十二月末日現在、職工ハ平常使用スル一日平均數ヲ記スヘシ
- 一 二種以上ヲ製造スルモノハ製造戸數及職工ハ主ナル一方ニ記入シ製品ノ價額ハ之ヲ區別シテ記入スヘシ

第四六 刷毛子 (報告期翌年四月限)

明治何年

計	其他	理髮用	齒磨用	數量	價額	製造戸數	職工	
							男	女

(注意)

- 一 製造戸數ハ其年十二月末日現在、職工ハ平常使用スル一日平均數ヲ記スヘシ
- 一 二種以上ヲ製造スルモノハ製造戸數及職工ハ主ナル一方ニ記入シ數量及價額ハ之ヲ區別シテ記入スヘシ

第四七 鈞

(報告期翌年四月限)

明治何年

絹製品	
玩具 (陶磁器製)	

(注意)

一 製造戸數ハ其年十二月末日現在、職工ハ平常使用スル一日平均數ヲ記スヘシ
 一 フェルト帽子トハ軟毛ヲ壓迫シ製造シタルモノヲ云フ

第四九 工場 (報告期翌年三月限)

號	何府縣	明治何年十二月末日現在
工場名稱		
工場所在	郡市町村名	
持主名	(會社ナレハ會社名)	
創業年月		
主要製品		
一箇年間就業日數		
原動機	汽機 (Steam engine)	機關數
	瓦斯發動機 (Gas engine)	實馬力
	石油發動機 (Oil engine)	

表

面

號	工場名稱	何府縣
製造高		明治何年
製品ノ種類		
數		
量		
價		額
工	票	場
何	勞働人夫	一日就業時間
何	賃日 職工一人ノ錢	及徒弟
	男 女	男 女
		計
		十四歳以上 十四歳未満
		計
	石炭消費高	西形水車 (タービン式水車 Turbine water wheel)
	其他	日本形水車 (Pelton water wheel)
		發電機 (Dynamo)
		電動機 (Motor)
		自家發電

第五〇 石炭消費高 (報告期翌年三月限) 明治何年

船舶用	計			數量
	官	公	民	

(注意)

- 一 官用ハ地方廳直轄船舶ノ消費高ノミヲ記シ中央官廳ニ屬スル分ハ調査ニ及ハス
- 一 民用ハ其船籍所在地ノ地方廳ニ於テ調査スヘシ

第五一 漁船 (報告期翌年三月限) 明治何年

新造	船數	概價	應用船數	現在船數

(注意)

- 一 現在船數ノ欄ニハ其年十二月末日現在ノ船數ヲ記スヘシ
- 一 新造ノ欄ニハ其年内竣工ノモノヲ記スヘシ
- 一 應用漁船トハ漁用ニ堪ヘスシテ使用ヲ廢シタルモノヲ云フ但シ用破船ヲ加フヘカラス

第五二 難破漁船 (報告期翌年三月限) 明治何年

計	船形洋西		船形本		日	三	間	未	滿					
	汽	船	帆	以上						五	三	間	未	滿

水 他 其					類 介								
龍 ^{リウ}	蝦 ^{エビ}	銷 ^{サウ}	二 番 柔 魚 (イヌメ)	一 番 柔 魚 (キナメ)	鳥 賊 (イカガ)	計	其 他	蛸	鳥 介 ^{カイ}	蛭 ^{アサギ}	蛤	牡 蠣	鮑

類													
計	其 他	鰻	鯉	鮎	鱒 (鮠ヲ含ム)	鮭	鱈	秋 ^{アキ} 刀 ^ヤ 魚 ^{イサ}	文 ^フ 鮪 ^ヒ 魚 ^{イサ}	鱈 ^{シロ}	鱈 ^{ナマ} ス	鱈 ^{アツ}	鱈 ^{サワ} ラ

料		食				數	量	價	額
製		乾							
素		類		節					
二番鰯(イサ)	一番鰯(イサ)	甲付鰯(イサ)	其他	鮪節	鯨節				

第五四 水産製造物 (報告期翌年三月限)

明治何年

一 本表ハ遠洋漁業ヲ除キ漁獲ノ總額ヲ調査スルモノトス故ニ水産養殖ノ收穫高モ本表計數中ニ合算スヘシ
 一 漁獲物トハ水揚シタル生鮮ノマ、若クハ僅ニ素乾等ノ加工ヲ爲シタルマ、消費スルモノ及製造原料ニ供スルモノヲ云フ
 一 介類ハ殼附ノ儘計算スヘシ
 一 何方ニテ漁獲セシヲ問ハス其府縣所屬漁民ノ捕獲シタルモノハ總テ之ヲ調査スヘシ
 一 昆布及石花菜ハ採取ノ儘ノモノ及其水分ヲ除却スル爲メ乾燥シタルモノヲ調査スヘシ
 一 海羅ハ澁海羅ノ原料タルモノヲ調査スヘシ

(注意)

合	藻				動物						
	計	其他	海羅	石花菜	計	其他	珊瑚	臘豚	臘虎	鯨	海鼠
計											

料													
製													
燻	乾				煮				乾				
	鮭	其 他	蝦	煙 菜	鮑	貝 柱	海 參	背 黑 鰓	真 鰓	其 他	鯛	鱈	鱈

食															
乾															
鹽							乾							素	
鱈	鮭	鯖	秋 刀 魚	文 鰓 魚	鱈	背 黑 鰓	真 鰓	其 他	鱈	田 作	鱈 鱈	身 缺 鱈	鱈	鱈	

魚		料									料		
鯧	鯧	計	類		雜			粕		榨	計	類	
			其	鯧	筵	洞	干	其	鯧			鯧	其
油	油		他	鯧	目	鯧	鯧	他			他	苔	

食													
製										鹽			
其	鯨	鯧	鰹	鱈	鮭	鱈	鮪	鮪	鮪	背	真	乾	
												其	鯧
他										黑	鯧	他	鯧

計	ト ロ ー ル	巾 着 網	師 釣	鯉 釣	鯖 釣	鰯 釣	鮪 洗 網	鮪 釣	鰺 釣	補 鯨	臘 虎 臘 豚 獸 獵	漁 獵 種 類		漁 獲 物 價 額
												船 數	日 本 形 船	
												船 數	日 本 形 船	
												員 乘 組 數		
												船 數	西 洋 形 帆 船	
												噸 數		
												員 乘 組 數		
												船 數	汽 船	
												噸 數		
												員 乘 組 數	船	

合 計	有 水 面			
	計	其 他	鰻	鱈

(注 意)

- 一 養殖場數及養殖場面積ハ其年十二月末日現在ヲ記スヘシ
- 一 二種以上ヲ混養スルモノハ養殖場數及面積ヲ主ナル一方ニ記入シ收穫高ハ之ヲ區別シ相當欄内ニ記入スヘシ養殖種類外ノ收穫物アルモ記載スルヲ要セス
- 一 公有水面ノ養殖場ハ漁業法ノ免許ニ依ルモノヲ調査ス但シ免許ヲ受ケサル養殖場アラハ之ヲ區別シ備考ニ記スヘシ
- 一 介類ハ殼附ノマ、計算スヘシ
- 一 養殖場ニ於ケル收穫高ハ漁獲物表ニ加算スヘシ

第五六

遠洋漁業ノ一

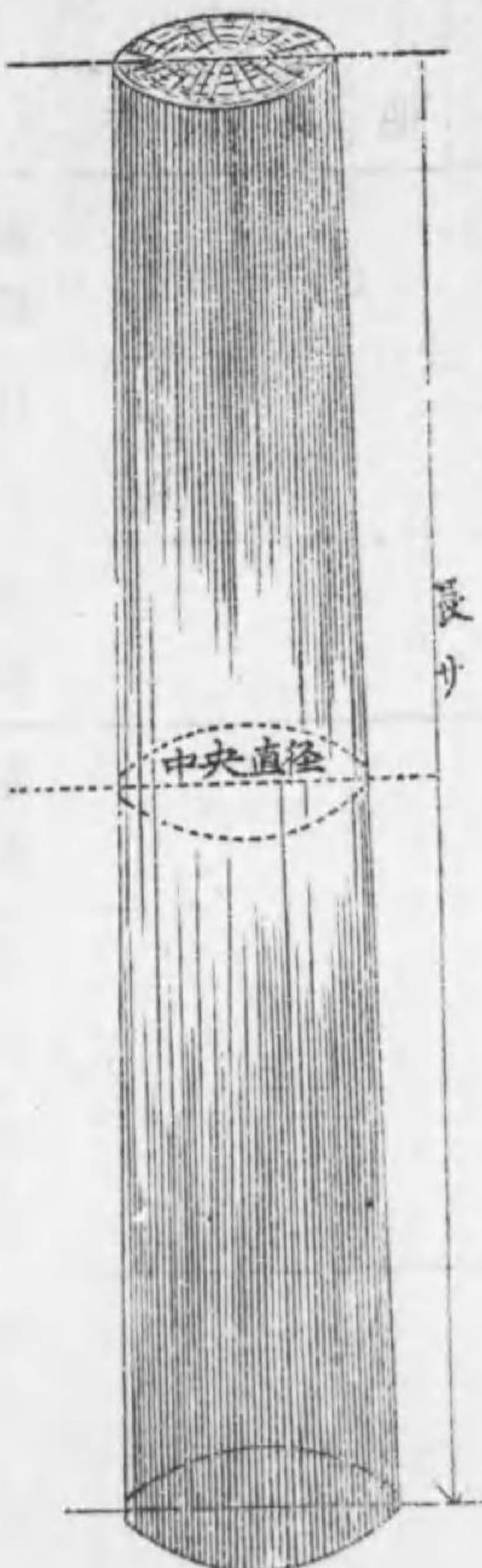
(報告期翌年三月限)

明治何年

一、尺ノ計算法

用材ハ尺ノヲ以テ單位トス即チ長サ二間ノ尺角ニシテ容積十二立方尺ヲ有スルモノヲ一個トス

(イ) 伐採シタル幹材積計算法



$$\text{幹材積(尺ノ)} = \frac{(\text{中央直径})^2 + 0,7854 \times \text{長サ}}{12} \text{立方尺}$$

備考 (中央直径)² × 0,7854、中央斷面積、0,7854、圓周率ニシテ長サ及直径ハ尺ヲ以テ單位トス

(ロ) 立木材積計算法 (形數式法)



$$\text{樹幹材積(尺ノ)} = \frac{\text{樹幹ト同直径ノ圓柱體積} \times \text{形數}}{12} \text{立方尺}$$

形數 = $\frac{\text{樹幹ノ體積}}{\text{樹幹ト同直径ノ圓柱體積}}$

ニシテ直径ハ普通目通直径ヲ用フ

備考 形數トハ想像圓柱體ニ比較シタル樹木體積ノ割合ニシテ樹齡、樹種、地位等異ナルニ從ヒ一定セサルモノナリ此ノ算法ニモ種々ノ方法アレトモ次ノ形數表ヲ用ユレハ實用上便利ナリトス

高 ^目	形數	高 ^目	形數	高 ^目	形數	高 ^目	形數
3,0	0,60	8,0	0,51	13,0	0,49	18,0	0,46
3,5	0,57	8,5	0,51	13,5	0,48	18,5	0,46
4,0	0,56	9,0	0,50	14,0	0,48	19,0	0,46
4,5	0,55	9,5	0,50	14,5	0,48	19,5	0,45
5,0	0,55	10,0	0,50	15,0	0,47	20,0	0,45
5,5	0,54	10,5	0,50	15,5	0,47	20,5	0,44
6,0	0,54	11,0	0,49	16,0	0,47	21,0	0,44
6,5	0,53	11,5	0,49	16,5	0,47	21,5	0,43
7,0	0,53	12,0	0,49	17,0	0,47	22,0	0,42
7,5	0,53	12,5	0,49	17,5	0,46	22,5	0,41

第六三 公有社寺有私有林伐採ノ一(木) (報告期翌年四月限) 明治何年

栗	櫨	樟	梅	樅	落葉松	松	杉	羅漢柏	扇柏	材		薪炭		材
										積價	額	積價	額	

(注意) 第六一號表ヲ参照スヘシ

計	其他	江南竹	淡竹	苦竹	數	量	價	額	計	其他	楳	櫟	樺	公有社寺有私有林伐採ノ二(竹)				
														數	量	價	額	

木	木	染料	香	五	樹	樹	種	苗	蔓	竹	杉	檜	竹
炭	精	樹皮	料	子	脂	實	子	木	莖	皮	皮	皮	材
							森林ヲ仕立ルヲ目的トスルモノ ノ原料	森林ヲ仕立ルヲ目的トスルモノ					
							森林内ニテ採集スルモノ						

製紙原料木材	經木	燐寸用木片	下駄材	車輛用材	包裝箱用材	曲輪	樽木	鐵道枕木	挽材	丸及角材	數	量	價	額

第六四 林產物雜類 (報告期翌年五月限)

明治何年

松	松	椎	松	諸	獸	石	土	自然	下
烟	茸	茸	類	類	皮	類	類	生	草
						建築土工等ニ用キル花崗石 其他ノ石類ヲ調査スヘシ	陶器瓦等ノ製造ニ用キル 粘土ノ類ヲ調査スヘシ	菜	
斤	斤	斤	枚	枚				世	

(注意)

一 單位ハ其地方ノ稱呼ニ從フハ隨意ナレトモ例ヘハ把、束、組等ノ名稱ヲ用キルトキハ其内容ノ計算方ヲ備考トシテ記入スヘシ

第六五 織物指定特別調査 (報告期翌年三月限) 明治何年

計	織業元	家内工業	工場	機業戸數	機	織	工	數量	價額
					力織機				

(注意)

一 第二二號織物表ニ同シ

左記各種ノ織物ニ就キ指定ノ地方廳ハ右様式ニ據リ各種目毎ニ別表ト爲シ報告スヘシ

輸出向羽二重 機械織廣幅白綿布類(天竺金巾等)	單位	府	縣
綿フ ランネル	反	京都 大阪 和歌山 德島 愛媛	
	碼	東京 京都 大阪 三重 岡山 和歌山	

綿	毛	布	斤	大阪	愛知
タ	ヲ	ル	打	大阪	兵庫
綿	縮	反		群馬	栃木
勾	配	海	碼	群馬	栃木
輸出	向	琥珀	碼	京都	群馬
機	械	織	綿	京都	群馬
機	械	織	綿	京都	群馬
機	械	織	麻	大阪	栃木
機	械	織	麻	大阪	滋賀
リ	ポ	ン	碼	東京	京都
フ	ラ	ン	反	東京	大阪
モ	ス	リ	碼	東京	大阪
絹	モ	ス	碼	京都	山形
毛	布		斤	東京	大阪
羅	紗	其他	碼	東京	大阪
				兵庫	兵庫

第六六

染物指定特別調査

(報告期翌年三月限)

明治何年

何何

工場	家内工業	染物戸數		工	數量	染	賃
		男	女				
				計			

(注意)

工場トハ染工十人以上ヲ有スル染物場ヲ云フ(賃染ト否トヲ問ハス)
 一 家内工業トハ主トシテ家族相集リ(十人未滿ニテ)染物業ニ従事スルモノヲ云フ但シ十人未滿ナ
 レハ他人ノ相集マルモノト雖モ家内工業ト見做ス(賃染ト否トヲ問ハス)
 左記各種ノ染物ニ就キ指定ノ地方廳ハ右様式ニ據リ各種目毎ニ別表ト爲シ報告スヘシ

縮	緬	友	禪	單位	府	縣
モ	ス	リ	ン	反	東京	京都
					大阪	

綿	裏	地	反	東京	京都	大阪	新潟
絹	裏	地	反	東京	京都		
中		形	反	東京	京都	大阪	新潟
更		紗	反	東京	京都	大阪	新潟
綾		リ	反	愛知			
鹿	ノ	子	反	京都			
捺	染	餅	反	東京	京都	大阪	新潟
				京都		新潟	静岡

第六七 磚茶指定特別調査 (報告期翌年三月限) 明治何年

製造場名	數	量	價	額
計				

右ハ兵庫長崎福岡熊本ノ四縣ニ限リ調査報告スヘキモノトス

(注意)

一 磚茶トハ粉茶ヲ蒸シ之ヲ壓搾シ乾燥シテ製シタルモノナリ

第六八 精製糖指定特別調査ノ一 (報告期翌年三月限) 明治何年

製造場名	拂込濟資本金	職		工	職工一人一日ノ賃錢	原料使用高
		男	女			
計		計		計		
		男	女			
		計				
		男	女			
		計				
		臺灣	外國			
		數量	數量			
		價額	價額			
		數量	數量			
		價額	價額			

精製糖指定特別調査ノ二

製造場名	出		來		高	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
	種一	種二	種三	種四	種五	種六

刺	美	同	十三貫
楮	同	同	六十貫(黒木三百貫粗皮六十貫白皮三十貫位トス)
三	同	同	百貫(黒木三百貫粗皮百貫白皮三十貫)
杞	同	同	七、八十貫(最少二十貫「二年目」最多百貫「六七年目」)
蘭 (備後蘭)	同	同	四百貫
苧 (七島蘭)	同	同	三百貫

一 大豆、豌豆、蠶豆、玉蜀黍ハ未熟ノ時ニ於テ食用ニ供シタルモノ(例ヘハ枝豆若クハ莢豌豆等)ハ石數ニ見積リ計算スヘシ

一 大豆、小豆等畦畔ニ作ルモノ、調査ハ播付ノ種子ノ數量ニヨリ其作付段別ヲ計算スヘシ
同前間作ニ係ルモノハ其種類ノ歩合(例ヘハ「サク」ヲキニ間作スルモノハ其段別ノ半面積ト計算スル如シ)ニヨリテ計算スヘシ

一 蒟蒻芋、蕃椒ノ收穫高ハ生ノモノヲ計算スヘシ

一 食用百合トハ専ラ食用ニ供スルモノヲ云ヒ花百合トハ専ラ切花用ニ供スルモノヲ云フ花百合ノ球根ハ小ナルヲ常トス

一 漬菜トハ山東菜、白菜等ノ如キ漬物トスルヲ目的トシテ栽培シタルモノヲ調査スヘシ漬物ノ目的ヲ以テ栽培シタルモノハ場合ニヨリ漬物ニ供セサルモ之ヲ漬菜トシテ調査スヘキモノトス

一 蘿蔔類ノ如ク年内ニ收穫スヘキモノニシテ一部翌年ニ遺ルモノアルトキハ其遺ル部分モ見積リ以テ其年(翌年ニアラス)ノ收穫トシテ計算スヘシ

一 筍ハ江南竹、苦竹、淡竹等凡テ食用ニ供スル目的トシテ栽培シタルモノハ勿論山野自然生ノモノト雖モ食用ニ供スルノ目的ヲ以テ採取シタルモノハ合併シテ之ヲ調査スヘシ

一 薑ハ生薑ノ欄ニ總産額ヲ擧ケ其内乾燥シタルモノヲ乾薑ノ欄ニ再掲スヘシ食用百合ニ於テモ亦同シ

一 除蟲菊ハ花ノミヲ調査スヘシ

一 人參、楮、三椶ノ如キ三年若クハ四年目ニ收穫スヘキモノ、作付段別ハ收穫ノアリタル年ノ段別ヲ調査スヘシ一段ノ作付中半ハ收穫セシトキハ五畝ト計算スヘシ

一 甲府縣ニ於テ人參ヲ作付シ收穫ノ時季ニ於テ採取シ之ヲ乙府縣ニ搬出シテ乾燥スル場合アリ此場合ニ於テハ生産地ニ於テ調査スヘキモノトス

一 苧麻、亞麻、刺美ノ區別及用途

(イ)亞麻別名アマ

學名 *Linum Usitatissimum*, L.

科 亞麻科 *Linaceae*.

英名 Flax.

亞麻ハ葉細長クシテ鎗形ニ尖リ綠色ヲ呈ス其葉柄ハ互生ヲナスヲ普通トス花ハ正形ニシテ萼瓣ニ乃至五花瓣亦同數蓋柱ハ三乃至十個トス各房(五房ニ分ル)二個ノ種實ヲ藏ス

用途、纖維料及採油料ナリ

(ロ)苧麻別名桌、カラムシ、マヲ

學名 *Boehmeria nivea*.

科 苧麻科 *Urticaceae*.

英名 China Grass.

苧麻ハ宿根ニシテ其形「イラクサ」ノ如シ葉ハ互生シテ形橢圓形又ハ心臟形ヲナシ鋸齒アリ葉ノ表面ハ綠色ナレトモ裏面ハ白色ヲ呈ス雌雄異花ニシテ雄花ハ四個ノ萼瓣ト四個ノ雄蕊トアリ花瓣ハ淡黃色ナ

リ雌花ハ其萼管状ヲナシ頂上ハ四個ニ分レ上ニ麥粒大ノ細粒群リ外觀毒ノ如シ是即種子ナリ用途、品質上等ナルモノハ越後縮ノ如キモノ、原料トナリ下等ナルモノハ普通ノ布ヲ製ス性強韌ナリ又纖維料トナル

(ハ)刺美別名辣美、ラミ、ラミー、

學名 Boehmeria antillis.

科 蕁麻科 Urticaceae.

英名 Ramia-hemp, Ramie or Ramee.

佛名 Ramie.

刺美ハ苧麻ト其所屬及性質外觀用途等能ク近似シ只異ナル點ハ

苧麻ハ寒冷ノ地方ニ栽培シ得レトモ刺美ハ暖氣ヲ好ミ又苧麻ノ如ク乾燥ヲ忌マサルニアリ

刺美ハ萌芽及葉ノ面脊共ニ綠色ニシテ實ヲ結フコト多ク纖維柔クシテ細ク苧ニ製シテ光澤絹ノ如ク又強韌ナリ苧麻ノ葉ハ表面綠色ナレトモ裏面白色粗毛ヲ生シ萌芽ハ紅色ヲ帶ヒ結實少ナク纖維粗剛ナリ

附記

嘗テ泉及刺美ハ同シク Urtica. 屬中ニ列セラレシモ「ボーマー」ナル人稔(苧麻)ト刺美トハ其葉ニ刺毛ナキヲ以テ之ヲ分チテ「ボーマリア」屬トセリ

一刺美ハ野生ノモノハ調査ニ及ハス

一漆樹、櫨ハ林野、堤塘、畦畔等ニ於ケル自然生ノモノト雖モ實際ニ漆液ヲ搔キ取り得ルモノ又ハ櫨實

ノ收穫アルモノハ其收穫時季ニ於ケル本數ヲ調査スヘシ

一蘭(備後蘭)ト苧苳(七島蘭)ノ區別

備後蘭ハ其横斷面圓形ニシテ梢頭ヲ距ル一二寸ノ處ニ花ヲ着ケ苧苳ハ三角形ヲナシ梢頭ニ花ヲ着ケ

○第四 果實

一西洋梨ニシテ日本梨ニ變化シタルモノハ日本梨トシテ調査スヘシ

一生柿ハ直チニ食シ得ルモノ、澁ヲ抜キテ食スルモノ及干柿ノ原料タルモノヲ調査シ澁ノ原料タルモノハ之ヲ除クヘシ

一柿ハ食用ニ供スルヲ目的トシテ栽培シタルモノハ勿論堤塘、畦畔林野等ニ散在スル自然生ノモノト雖モ食用ニ供スル目的ヲ以テ採取シタルモノハ總テ之ヲ合併シテ調査スヘシ

一干柿ハ原料ヲ他府縣ヨリ輸入シタルト否トヲ問ハス別種ノモノトシテ之ヲ調査シ乾燥後ノ量目ヲ計上スヘシ

一柿ノ樹數ハ生、干ヲ區別スルニ及ハス (注意) 様式中樹數ノ欄左ニ承知アリタシ

柿		樹	數	收	
干	生			穫	穫
柿	柿			高	高

一粟ハ果實收穫ノ目的ヲ以テ栽培シタルモノハ勿論堤塘、畦畔林野等ニ於テ收穫シタルモノモ合併シテ調査スヘシ

但シ樹數ハ調査ニ及ハス

(注意) 様式中粟ノ樹數ノ欄ニ一ヲ加フ

○第五 苗木

一苗木ハ自明治四十二年七月至同四十三年六月モノヲ第一回トシテ調査報告セラレタシ

一 苗木ハ仕立タル苗木ノ全部ヲ調査スルニアラスシテ團體ヨリ無償若クハ有償ニテ配付若クハ拂下ケタルモノ及個人ノ販賣ニ係ルモノヲ調査スヘシ

○第六 桑畑及茶畑

一 桑葉又ハ茶葉ヲ採取スルモノニ就キ調査スヘキハ勿論其桑畑、茶畑タルニ於テハ未タ採取ノ時期ニ違セサルモノト雖モ之ヲ調査スヘシ

○第七、八、九 春夏秋蠶

一 春夏秋蠶ノ区分ハ明瞭ニ指示シ難キヲ以テ暫ク従前ノ通り府縣ノ見込ニ依リテ報告セラルヘシ
一 飼養戸數ノ調査ハ養蠶盛期ニ於テ調査スヘシトアルハ現ニ養蠶事業ノ最モ盛ニ行ハレツ、アル時期ヲ指セシナリ

一 繭ノ中ニハ玉繭、出殻繭、屑繭ヲ除キタル總テヲ包含スルモノトス

但シ蠶種製造ノ原料タル種繭ハ之ヲ除クモノトス

一出殻繭トハ蠶種製造ニ供シタル發蛾後ノ繭ヲ云フ

一 屑繭トハ薄皮繭(ビシヨ繭)及汚損繭(浸ミ繭)等ヲ云フ

○第一〇 蠶糸類及真綿

一 製糸戸數ニ於テ十人繰未滿、十人繰以上五十人繰未滿等ノ區別ヲナスニハ設備ノ大小ニ拘ハラヌ現ニ使用スル釜數即チ一釜ニ付製糸職工一人ヲ以テ單位トシテ調査シ(假令ヒ十五人繰ノ製糸器械ナルモ現ニ使用スル釜八個ニシテ其職工亦八人ナルトキハ十人繰未滿ニ一戸トシテ計上シ八個ノ釜ニ十二人關係スルモ亦同シク十人繰未滿ニ一戸トシテ計上スルノ類)又一個ノ釜ニテ煮繭ヲ爲シ其繭ヲ索緒釜ニ移シテ緒ヲ索メ再ヒ之ヲ繰糸釜ニ移シテ繰糸スルモノ、如キハ最後ノ釜ノミヲ一個トシテ數フヘキモノトス

ノトス

一 座繰、玉糸ノ製造戸數ニ於ケル十人繰未滿十人繰以上等ノ區別方法亦前項ニ同シ

一 器械製糸トハ一ノ原動力(汽力、水力、電力等)ニ因リテ製糸器械ヲ運轉シテ繰糸シタルモノヲ云フ

一 座繰製糸トハ單繰器械(足踏器械)座繰器具及從來ノ手繰等人力ニテ器械ヲ運轉シ繰糸シタルモノヲ云フ

一 人力ヲ以テ或ル器械ヲ運轉シテ動力ヲ起シ他ノ數人ヲシテ繰糸セシムルモノト雖モ前項器械ニ依ルモノナルトキハ座繰トシテ調査スヘシ

一 玉繭繰糸ハ器械ヲ用フルト座繰ヲ用フルトヲ問ハス凡テ玉糸ノ欄ニ記入スルモノトス

一 蠶絲類表ニ於テ「自一月至五月」モノト「自六月至十二月」モノトヲ區別シタルハ新繭ヨリ生産シタル蠶糸ト古繭ヨリ生産シタル蠶糸トヲ區別センカ爲ナリ即チ自一月至五月期間ノ蠶糸ハ概シテ古繭ヨリ生産シタルモノト見ルヘク自六月至十二月期間ノ蠶糸ハ概シテ新繭ヨリ生産シタルモノト見做スヲ得ヘシ

但シ地方ニ依リ成繭期節ヲ異ニスルヲ以テ右ノ區分ニテハ事實新舊繭ニ依レル製糸ヲ區分スルヲ得サル場合アルヘシト雖モ大体ノ方針ヲ右ノ如ク定メタルモノナリ

一 屑物ヲ真綿ノ原料ニ供セシ場合ニハ其供用セシ數量ヲ屑物ヨリ控除スルヲ要セス

一 真綿ハ其原料ヲ他府縣ヨリ買入レテ製造セシモノモ併セテ之ヲ調査スヘシ

○第一一 茶

一 玉露粉ハ煎茶粉ニ算入スヘシ

○第一二 綠肥作物

一 畦畔其他綠肥用トシテ播種スルモノハ其見積段別及收穫高ヲ調査スヘシ開作ニ係ルモノ亦同シ

一刈取ラスシテ植付ノ儘耕耘シテ肥料トナスモノハ其收穫ハ見積ヲ以テ調査スヘシ
一綠肥用作物ノ二(秋期ニ播種スルモノ)ハ前年秋期ニ播種シタルモノヲ調査シ本年九月ニ報告スルモノトス

○第二三 家畜

一調査地域内ノ者ノ所有ニ屬スル牛馬ニシテ調査地域外ニ於テ飼養セシメツ、アルモノハ飼養地ニ於テ調査スヘシ

一韓國及清國牛ハ外種ノ欄ニ列記スヘシ

○第一四 家禽

一鶏ト鶩トヲ飼養スルモノハ飼養戸數ハ主ナル一方ニ記入シ羽數、價額及産卵ハ之ヲ區別シテ記入スヘシ

○第一五 牛乳

一年内ニ廢業セシモノアル場合ト雖モ多少搾乳セシ事實アル以上ハ搾乳高及價額ハ調査スヘキモノトス
一搾乳高ニハ衛生検査不合格ノタメ投棄シタルモノハ算入スヘカラス

一滿二歳未滿ノモノハ實際ニ搾乳セストモ搾乳ノ目的ヲ以テ飼養スルモノハ之ヲ調査スヘシ

○第一六 家畜市場

一常設市場トハ毎日若クハ何レノ日ニ於テモ市場ノ開設セラル、モノヲ云ヒ定期市場トハ例ヘハ毎月二、七ノ日ニ於テ開設スル市場ノ如キヲ云ヒ臨時市場トハ一定ノ期日ナク必要ノ時期ニ於テ開設スル市場ヲ云フ

第一七 屠殺

一屠場ハ實際屠殺スル場數ヲ調査スヘシ但其年休業ノ屠場アルトキハ之ヲ備考ニ記載スヘシ

一獸疫ニ罹リ撲殺セシモノハ屠殺トシテ調査スルニ及ハス

○第一八 會社

一様式ニ資本金トアルハ「資本金又ハ出資額」ト解釋セラレタシ

一營業ノ目的ハ其ノ主タルモノ一ニ就キ何々賣買又ハ何々製造商工ノ別ヲ明ニシ又運輸業ニ在テハ水上陸上ヲ區別シ農業ニ在テハ其ノ事業ノ種類ヲ記入スヘシ若シ營業ノ目的數個ニシテ主副ヲ區別シ難キトキハ之ヲ列記スヘシ

一會社ノ合併アリタルトキノ設立年月ハ從來ノ年月ニヨリ會社ノ目的ノ變更若クハ組織ノ變更アリタルトキハ其變更アリタルトキヲ以テ設立年月トスヘシ

一或ル會社カ他府縣ヨリ移轉シ來リ其名稱ヲ變更セシ場合ニハ其設立年月ハ從來ノ設立年月ニ依ルヘシ
一積立金ハ法定積立金ハ勿論其他ノ積立金ヲモ調査スヘシ

一本票報告ニハ支店ニ係ル小票ハ提出スルニ及ハス但横濱、神戸等ニ於ケル外國會社ノ支店ハ之ヲ調査スヘシ外國會社ノ支店ニ關スル調査條項ハ內國會社ニ於ケル調査條項ト同一ナルコトヲ欲スレトモ調査不可能ノ事項アル場合ニハ之ヲ除クモ差支ナシ例ヘハ本店、支店ト資本金ヲ區別シ居ラサル場合ノ如シ

一事實解散ヲ爲シタルモノハ報告ニ及ハス

○第一九、二〇、二一 綿、絹、麻系紡績

一會社ニアリテハ本社ニ於ケル拂込濟資本金若クハ出資額ノ總額ヲ掲クルトキハ支社ニ屬スルモノハ之ヲ掲クルニ及ハス個人ノ工場ニ在テハ本工場ニ總放下資本金(流動及固定トモ)ヲ掲クルトキハ分工場ニ關スルモノハ掲クルニ及ハス是レ重複ヲ恐ル、カ爲ナリ(第三六西洋紙表ニ於テモ亦同シ)
一本表ニ於ケル石炭消費高ノ單位ハ從來英噸ヲ以テ報告アリシモノト認ム故ニ若シ佛噸ヲ以テ報告セラ

ル、場合ニハ其旨明記アリタシ(第二六西洋紙表ニ於テモ亦同シ)

○第二二 織物

- 一 機業者ニシテ工場ニケ所ヲ有スル場合ニハ機業戸數二戸トシテ調査スヘシ
- 一 織工ハ實際機臺ニ就キテ作業スルモノヲ調査シ其補助織工即チ經子、延工、糊付工、糸返シ、管卷等ノ如キモノヲ算入スヘカラス
- 一 足踏機ハ手織機ト見做シテ調査スヘシ
- 一 府縣立工業學校機織部及織物試験場等ニテ製織セルモノハ調査ニ及ハス
- 一 監獄ノ製織ニ係ルモノハ自營ト委託トヲ問ハス調査ニ及ハス
- 一 織元ニテ賃織業者ヘ機臺ヲ貸與シテ製織セシムル場合ニハ其機臺ハ賃織業者ノ方ニ記入スヘシ
- 一 賃織業者ノ手ニナリシ織物ノ數量及價額ハ織元所屬ノ地方ニ於テ調査計上シ戸數機數及織工ハ賃織業者所屬ノ地方ニ於テ調査計上スヘシ(第二七疊表莫産及莞莖第四三麥稈及經木真田ニ於テモ亦之ニ準ス)
- 一 吳服屋カ僅カニ二三反ノ織物ヲ賃織ニ出シタル場合ノ如キハ織元トシテ計算スルニ及ハス
- 一 自家用織物ハ調査セサル方針ナレトモ賃織業者ニ織ラシムルモノニアリテハ調査スヘシ
- 一 輸出向羽二重ノ如キ種類ノ一定セサルモノ、數量ハ之ヲ區分シ何本又ハ何斤等ト列記シ價額モ亦區別シテ記載スヘシ
- 一 從來織物ヲ報告セラル、場合ニ表中ニ往々指定特別調査ニ屬スル分ヲ控除セラル、向アリ是等ハ悉皆合算セラルヘキモノトス

○第二四 陶磁器

- 一 本表中其他ノ欄ニハ土管素燒甕ノ如キモノヲ掲クヘシ

○第二五 煉瓦及瓦

- 一 耐火煉瓦ト普通煉瓦トノ區別
- 一 耐火煉瓦トハ原料タル粘土ハ渾テ硅酸及礬土ヲ主成分トシ之ニ夾雜物トシテ多少ノ酸化鐵、石灰、加里、曹達、苦土等ヲ含有スルモノヲ云ヒ
- 一 普通煉瓦トハ普通粘土ト砂トヲ混合シテ燒キタルモノニシテ酸化鐵、石灰及「アルカリ」ノ多量ヲ含有スルモノヲ云フ

○第二六 漆器

- 一 篋笥ノ如キ或ル一部分ニ漆ヲ施シタルモノハ漆器中ニ加フヘカラス
- 一 佛壇ノ如キハ其他ノ欄ニ記入スヘシ

○第二七 疊表莫産及莞莖

- 一 本表中莫産ノ其他ノ欄ニハ曲尺方二尺位ノ敷莫産ヲモ調査計上スヘキモノトス
- 一 内地向莞莖ハ莫産ノ其他ノ欄ニ記入スヘシ

○第三〇 油類

- 一 山間僻地ノ農家ニ於テ僅ニ二三升ヲ製造スルモノ、如キハ製造戸數職工トモ調査スルニ及ハス

一本表報告中菜種油產出高ニ對シ絞粕製出高ノ格外ニ多量又ハ少量ナルモノアリ注意アラシコトヲ望ム
菜種油ハ原料タル菜種ノ種類又ハ製造方法ノ巧拙ニヨリ油量ノ多少ニ關係アレトモ菜種一石ヨリ二斗
内外ノ油ヲ得二十貫内外ノ絞粕ヲ得ルヲ普通トス

○第三一 木臘

一生臘ニハ晒臘ノ原料ニ供スルモノヲ合併シテ調査スヘシ

○第三二 製藍

一藻ト藍玉トノ區別

藻トハ藍葉若クハ本葉(本葉トハ藍莖ノ下部ニ附着セルモノ)ヲ醱酵セシメタルモノヲ云ヒ藍玉トハ前
ノ如ク製造シタル藻ヲ白ニテ搗キ藍玉ト爲シタルモノ即チ藻ヲ精製シタルモノヲ云フ

一藻ハ其儘使用スルモノト藍玉製造ニ供セラル、原料トヲ合併シテ調査スヘシ

○第三三 薄荷

一取卸薄荷ハ其儘使用スルモノト薄荷油、薄荷腦ノ原料タルモノトヲ合併シテ調査スヘシ

○第三五 和紙

一コツビ一紙トハ雁皮・楮・三椏製ノ薄葉紙ニシテ書狀、計算書等ヲ複寫スルニ用フルモノナリ

一典具帖ハ楮ノ極メテ優良ナル纖維ヲ以テ精製シタル紙ニシテ質甚タ薄ク色白ク美ニシテ強シ金銀寶石
類ノ包装及版下ニ用フ胡粉ニテ模様ヲ施シタルヲ紋典具帖ト云ヒ窓硝子等ニ貼用ス

一東洋紙ハ其質半紙又ハ美濃紙ニ類シ堅ニ尺横二尺一寸五分位ニシテ専ラ支那ニ輸出ス

○第三六 西洋紙

一連史紙ハ支那ノ連史紙(唐紙ノ白色ナルモノヲ云フ)ニ模擬シテ洋式器械ニテ製出シタルモノナリ

○第三七 機械製麥粉

一機械製麥粉トハ精巧ナル機械ニテ製造スルモノハ勿論其他牛馬力若クハ水車ニテ製粉スルモノハ悉皆
調査スヘキモノトス但シ人ノ手ヲ以テ挽クモノ又ハ水車ニ挽白ヲ備ヘ米搗ノ傍ラ少量ノ製粉ヲ爲スカ
如キハ調査ニ及ハス

一麥粉ハ精製シタル一番粉ノミナラスニ番粉三番粉ヲモ調査スヘシ

一本表報告中原料ニ對スル製粉高ノ格外ニ多量又ハ少量ナルモノアリ注意アラムコトヲ望ム内國產小麥
ト外國產小麥トハ製粉ノ割合ヲ異ニシ内國產ハ原料一石ヨリ製粉約二十四貫外國產ハ約二十七貫ヲ得
ルヲ普通トス原料ニ對シ製粉高ノ格外ニ多少アル場合ニハ其理由ヲ附記セラレタシ

○第四一 燐寸

一安全燐寸、黃燐燐寸、硫黃燐寸ノ區別

安全燐寸トハ黃燐ヲ使用セサルモノニシテ特種ノ摩擦藥ヲ塗布シタル摩擦面ニアラサレハ發火セサル
モノヲ云フ

黃燐燐寸トハ黃燐ヲ使用セルモノニシテ特種ノ摩擦面ヲ要セス何等ノ粗造面ニテモ發火スルモノ(普
通硝子粉又ハ鐵砂ヲ外箱ニ塗布シテ摩擦面トナシタルモノ多シ)ヲ云フ

硫黃燐寸ハ黃燐燐寸ト同様ナルモ頭藥少量ニシテ特ニ軸木ニ硫黃ヲ塗抹シタルモノヲ云フ
一小箱十二個ヲ一打トシ計算スヘシ但シ十個ノモノ混入スルモ支障ナシ

○第四二 製革

一製革中其他ニハ林產物雜類中ニアル獸皮ト雖モ革トナシタルモノハ算入スヘシ

○第四三 麥稈及經木真田

一生徒カ學業ノ餘暇ニ於テ又ハ老幼婦女カ家業ノ閑暇ニ於テ他ヨリ原料ノ供給ヲ受ケテ斯業ニ從事スル
モノ、如キハ其戶數及人員ヲ調査スルニ及ハス但シ専ラ之ニ從事シ賃編業者ト見做スヘキ者ニ在テハ

其戸數及職工ヲ調査スヘシ

一前項ノ場合ニ於テハ製出シタル數量及價額ハ原料供給者ノ方ニ於テ調査スヘシ

○第四五 玻璃製品

一玻璃製鏡ハ玻璃製品ノ其他ニ計上スヘシ

○第四七 卸

一從來ノ報告ニ就テ之ヲ見ルニ本表各欄ニ記入セラル、卸ニハ其品質ノ高下ニ從ヒ價格モ亦甚タシク相違スルモノアルカ爲メ數量ト價額トノ權衡ヲ失スルヤノ疑アルモノ多シ故ニ其品質ノ概要ヲ備考ニ掲記セラレタシ

○第四八 工産物雜類

一綿製手巾ニハ西洋手拭又ハ「ドロンウワーク」(Drawn work)ヲ合併スヘカラス
一竹製品トハ籠、笥等單ニ竹ノミヲ以テ製造シタルモノハ勿論竹木等ヲ以テ製造シタルモノト雖モ主トシテ竹ヲ用キタル場合ニハ竹製品トシテ調査スヘシ
一絹製品トハ「テーブル掛」、寝衣、血敷、寢臺掛、「ピアノ掛」等ノ如シ刺繡、絹レース等モ合併調査スヘシ

○第四九 工場

一持主名及工場名稱ヲ變更スルモ製品ヲ變更セサル場合ニ在テハ其工場ノ創業年月ハ從前ノ年月ヲ記入スヘシ
一主要製品ハ裏面製品ノ種類ニ依リ判明スヘキニヨリ表面特ニ主要製品ノ欄ヲ設ケ之ヲ記載セシムルノ必要ナキニ似タレトモ其實裏面ノ列記ヲ以テ何レカ主タルヤヲ認ムルヲ得サル場合アルヲ以テナリ
一職工及徒弟ヲ通算シ十人以上トハ調査期日ニ於テ現ニ十人ヲ有スルモノヲ指スニアラスシテ平常十人

若クハ其以上ヲ使用スルモノヲ調査スルノ義ナリ

一本票ニハ其工場ニテ業務ニ従事スル職工及徒弟ヲ通算シ十人以上ヲ有スルモノニ就キ調査記入スヘキモノトス故ニ自宅ニアリテ賃仕事ニ従事スル職工ノ如キハ調査ニ及ハス

一職工トハ其作業ニ就キ多少ノ熟練アリテ直接作業ニ従事スルモノヲ云フ單ニ勞働ニ従事スルモノハ勞働人夫トシテ計上スヘシ

一一定ノ時期ニ於テノミ作業スル或ル種ノ工業例ヘハ「ラムネ」、水、酒、醬油等ノ製造ノ如キモノニ在テハ職工數其他ニ就キ其時間ニ於ケル一日平均數ヲ調査スヘシ

一中央官廳ノ依託ヲ受ケ煙草ヲ製造スル工場ニ於テハ數量ハ調査シ得ルモ價額ハ不明ナルヘキヲ以テ調査ニ及ハス

一米麥等ノ賃搗ヲナセルモノハ裏面製造高ノ欄ニハ其數量ヲ記入シ價額ノ欄ニハ搗賃ト記シ其賃額ヲ掲クヘシ其他賃工業ニ屬スルモノ亦之ニ準ス

一職工及徒弟ノ賃錢ハ普通賃錢以外賄衣服等ヲ給與スルモノハ之ヲ金額ニ見積リ賃錢ニ加算スヘシ

一製品ノ記載方ニ就キテハ例ヘハ製糸工場ニ在リテハ本來生絲ヲ以テ製品トスレトモ之ニ伴ヒ生シタルモノアラハ之ヲ熨斗糸又ハ生皮等屑物等ニ區別シ記入スヘシ其他之ニ準ス

一製品ノ種類ハ成ルヘク細別シ數量ニ就テハ何貫、何斤、何個等ト必ス其單位ヲ記入スヘシ唯タ單位ヲ脱セシノミニテモ照會往復ヲ要スルカ故ナリ

○第五〇 石炭消費高

一船舶ノ官公有タルト民有タルトヲ問ハス縣事業トシテ使用スル場合ニ於テハ其石炭消費高ハ官用ニ計上シ又縣ノ船舶ヲ町村ニ貸付シ使用セシメタル場合ニ於テハ公用ニ計上スヘシ

○第五一 漁船

- 一 船體ノ構造漁業用ノモノナルトキハ勿論然ラサルモ主トシテ漁業ニ使用スルモノナルトキハ之ヲ調査スヘシ單ニ海苔、海藻等ノ採集用ニ供スル小舟ハ調査スルニ及ハス
- 一 西洋形帆船ノ補助機關トハ運轉ノ補助トシテ汽機、石油發動機、瓦斯發動機等ヲ具備スルモノヲ云フ
- 一 一度廢用トナリタル漁船ニ修繕ヲ加ヘ再ヒ使用スルモノ年末ニ存在スレハ現在數欄ニ計上スヘシ
- 一 甲府縣ニ於テ新造シ之ヲ其縣ノ船籍ニ登錄シ後之ヲ乙ノ府縣ニ賣却シタルトキハ甲府縣ニ於テハ新造ノ欄ニ加ヘ乙府縣ニ於テハ現在船數ノ欄ニ加フヘシ若シ甲府縣ニ於テ新造シ未タ登錄セサルニ乙府縣ニ賣却シタルトキハ乙府縣ニ於テハ新造ノ欄及現在船數欄ニ加フヘシ

○第五二 難破漁船

- 一 遭難ノ種類欄ニ掲ケタル破壊、漂流、行先不明、顛覆其他ノ區別ハ「注意」第四項ニ掲記スルモノト見做サレタシ
- 一 遭難ノ場所及月ヲ異ニスル場合ニ於テハ遭難ノ種類ハ同一ナルモ之ヲ區別シテ記入スヘシ
- 一 難破漁船ハ漁業中ニ難破シタル漁船ヲ調査スヘキモノニシテ海岸ニ繫留シアルモノ、流出破壊等ハ含マサルモノトス

○第五三 漁獲物

- 一 所屬府縣民ノ漁獲シタルモノハ他府縣ニ一定ノ漁場ヲ有スルト否トヲ問ハス又滯留期間ノ長短若クハ該地ニ於テ販賣セシト製造セシトニ拘ハラズ總テ漁民所屬ノ府縣ニ於テ調査スヘシ
- 一 從テ他府縣民ニシテ某府縣ノ近海ニ來リテ漁シ其漁獲物ヲ該地ニ販賣シ若クハ自己所屬ノ府縣ニ持テ歸ルカ如キ又ハ某府縣内ニ一定ノ漁場ヲ有シ數月間漁業ニ従事スルカ如キ場合ニ在テハ某府縣ハ之ヲ調査スルニ及ハス

- 一 同一種類ノ魚類ニテモ稚壯老ニヨリ其名稱ヲ異ニスルモノハ合併調査スヘカラス様式ニ明記セル名稱ニ恰當スルモノ、ミヲ記入シ餘ハ其他ノ部ニ記入スヘシ例ヘハ鱈ノ欄ニハ鱈ノミヲ記入シ「イナ」ハ其他ノ欄ニ計上スルカ如シ
- 一 漁業免許ヲ得タルモノ、捕獲シタルト其他ノ者ノ捕獲シタルトヲ問ハス總テ之ヲ調査スヘシ但シ慰ミノ漁獵ニ係ルモノハ計上ニ及ハス
- 一 漁獲物ノ調査ハ主トシテ漁業者又ハ海陸仲買人若クハ小賣人漁業組合等ニ就キ調査スルコト、シ漁業者ニ就キ調査スルトキハ水揚帳ニ記載サル、モノ、外家用ノモノト雖トモ總テ調査スヘシ場合ニヨリ漁獲物ノ種類ニ從ヒ豫メ記載スヘキ事項ヲ掲ケタル材料用紙ヲ定メ毎月若クハ各漁獲ノ季節別ニ調査セシメ之ヲ四期別ニ取纏ムルモノノ良法ナルヘシ

○第五四 水産製造物

- 一 左記ノモノハ食料ノ雜類中其他ノ欄ニ算入スヘカラス
佃煮、甘露煮、紅梅煮、餛飩、時雨煮、儀助煮、大和煮、ポイロ煮、力煮、田麩、粕漬、甘露漬、麴漬、小判漬、酢漬、錦漬、竹輪、半平、魚醬、魚味噌、魚罐詰、クツシ、蒲鉾、鮓類、菓子類(魚煎餅、落雁等)藥品(鹽化加里、硫酸加里、沃度、沃度母液等)
- 一 燒魚ハ食料ノ部雜類ノ其他ノ欄ニ記入スヘシ
- 一 「ブドウ鰯」及笹鰯ハ一番鰯ニ加算スヘシ
- 一 本調査ハ各種漁獲物製造ノ季節毎ニ製造者又ハ仲買人、問屋、小賣商人ニ就キ調査スルコト、シ四期別ニ取纏ムルモノノ良法ナルヘシ

○第五五 水産養殖

- 一 公有水面トハ私有ニ非サル凡テノ水面ヲ云フ從テ國有水面ノ如キモ公有中ニ包含スルモノトス

一 鯉ヲ養殖スル稻田ノ場數及面積ノ如キ十二月末日ニ調査スルハ困難ナルヘキヲ以テ稻收穫迄ノ時期ニ於テ調査スルヲ可トス

一 養殖ノ年月淺ク收穫皆無ノ場合ト雖モ其場數及面積ハ之ヲ調査スヘシ

一 本表ノ海苔ハ漁獲物表ノ藻類ノ其他ニ加算シ其他各種ノ收穫物ハ同表中相當欄ニ加算スヘシ

一 漁業法ノ免許出願手續中ニ屬スルモノハ調査ニ及ハス

一 放流ノ目的及試殖ノ目的ニヨルモノハ調査ニ及ハス

○第五六 遠洋漁業

一 遠洋漁業表ノ一ニハ様式注意第一項ニ明記スルカ如ク韓國沿海、關東州沿海、露領沿海州（露領薩哈噠ヲ含ム）ニ於ケル漁業ヲ除キ其他ノ海面ニ於テ遠洋漁業獎勵法ノ規定ニ準據シタル設備ヲ以テ漁獲スルモノヲ調査計上スヘシ

一 乗組員數ニハ直接漁撈ニ從事スルモノハ勿論漁撈ノ補助者ヲモ合併調査スヘシ

○第五七 公有社寺有私林所有別

一 森林箇所面積ノ調査ハ地目ノ如何ニ拘ラス現狀（森林）ニ就キ調査スルモノトス

一 本表及保安林箇所面積種類別及公有社寺有私林開墾ニ於ケル箇所ハ土地臺帳ニ於ケル一筆ヲ以テ一個所トシ計上スヘシ但シ土地臺帳上一團地ヲ以テ一個所トナシアル場合ニハ其一團地ヲ以テ一個所トシ計上スヘシ

一 本表ニ於ケル公有ノ區別（道廳府縣有、郡有、市町村有、其他ノ團體有）ハ第五八表、第六〇表、第六一表、第六二表、第六三表ニ適用スヘキモノトス

一 其他ノ團體有トハ區、水利組合、土工組合、學校組合、大字、舊村、部落等ノ所有ヲ云フ

一 本表ニハ保安林モ當然包括セラル、モノトス

一 營林方法既定トハ現ニ林相ヲナスモノ及無立木地ト雖モ植伐計畫ヲ定メタルモノ又ハ伐木後萌芽撫育、シ立木セシムルモノヲ云フ

一 營林方法未定トハ現在無立木地ニシテ植伐ノ計畫等ヲ爲ササルモノヲ云フ

一 一筆ノ箇所ニシテ一部分ハ營林方法ノ既定ニ屬シ一部分ハ未定ニ屬スル場合ニ於テハ個所ハ第二項所掲ニ從ヒ一筆又ハ一團地ヲ一個所トシ計上スヘキモノナレハ既定未定ノ部分ノ大小ヲ考量シ既定ノ部分未定ノ部分ニ比シ大ナレハ之ヲ既定ニ未定ノ部分既定ニ比シ大ナレハ之ヲ未定ニ計上スヘシ但シ面積ハ之ヲ區別シ双方ニ記入スヘシ

一 所有者ノ區分ハ土地ノ所有ニ拘ラス森林法ニヨル森林所有者タルモノトス

（參照）

森林法第二條 森林ノ立木竹ヲ所有スル爲メ地上權賃借權其他土地ニ關シ使用又ハ收益ヲ爲ス權利ヲ有スルモノアルトキハ其權利者ヲ以テ本法ニヨル森林所有者ト看做ス

前項ノ權利二個以上同一ノ土地ノ上ニ存在スル場合ニ於テハ最後ニ設定セラレタル權利ヲ有スル者ヲ以テ前項ノ森林所有者トス

○第五八 保安林箇所面積種類別

一 保安林調査ニ就キ從來ハ現狀ノ如何ニ拘ラス地籍官地ナレハ國有林ニ調査セシモ改正森林法ノ規定ニ依レハ地籍ノ所屬如何ニ拘ラス其土地ニ關シ地上權、賃借權、使用權又ハ收益ノ權利ヲ有スル者ヲ以テ其所有者ト看做スヘキモノナルヲ以テ例ヘハ官地ノ上ニ公共團體カ施設計畫ヲ爲シタル場合アリタルトキハ之ヲ公有ニ調査スヘキモノトス

一 準森林トハ森林法第十四條、第三十六條ニ示ス如ク農商務大臣ヲ於テ必要アリト認メタル場合ニ於テ原野、山嶽其他森林ニ非サル土地ノ、（一）土砂ノ壤崩、流出ノ防備ノ爲メ必要ナルトキ、（二）飛砂ノ防備

ノ爲メ必要ナルトキ、(三)水害、風害、潮害ノ防備ノ爲メ必要ナルトキ、(四)類雪又ハ墜石ニ因ル危険ノ防止ノ爲メ必要ナルトキ、(五)水源涵養ノ爲メ必要ナルトキニ於テ保安林ノ取扱ヲ爲スモノヲ云フ

○第六〇 公有社寺有私有林開墾

- 一 開墾ノ箇所面積ハ現實開墾シタルモノヲ調査スヘシ
- 一 其他形質變更トハ例ヘハ鑛業用ノ坑口ノ掘鑿、土石ノ採掘、木炭窯ノ築造、其他山林タルノ状態ヲ失ヒタル場合ヲ云フ
- 一 燒畑トハ森林ヲ伐採シテ其跡地ヲ燒キ一時畑地トナシ地力衰へ農作物ノ收穫ナキニ至ラハ之ヲ放棄スルモノヲ云フ
- 一 一切替畑トハ森林ヲ伐採シテ其跡地ヲ一時畑地トナシ其肥料分消失シタルトキハ其地ニ造林シ或ル年間後再ヒ之ヲ伐採シテ畑地トナシ交互此方法ヲ取ルモノヲ云フ

○第六一 公有社寺有私有林被害

- 一 本表ニ於ケル用材トハ建築、土工其他ニ使用スル木材ヲ云フ
- 一 被害ノ材積及價額ニ就テハ從來被害前ノ見積材積及價額ヨリ其殘存ノ材積及價額ヲ控除シタル差額ノミヲ報告セラル、向アリシモ爾後ハ被害前ノ材積及價額ヲ調査報告セラレタシ
- 一 本表ニ於ケル山元相場トハ立木賣渡價格ト承認セラルヘシ
- 一 被害ノ面積ハ盜伐ニ在テハ被害木ノ占領面積其他ニ在テハ被害區域ノ面積ヲ計算スヘキモノトス占領面積トハ樹木ノ覆被セル地積ヲ云ヒ區域トハ普通ノ段別坪數ヲ云フ
- 一 竹類計算法ニ三尺繩ノヲ以テ一束トストアルハ三尺繩ニテ結束セラル、ダケノ竹材ニシテ其大小長短ヲ問ハサルナリ

○第六二 公有社寺有私有林野植栽

- 一 植栽ノ面積ハ占領面積ニアラスシテ區域面積ヲ調査スヘシ
- 一 經費ハ苗木代及植込人足賃其他苗木ノ運搬費等ヲ含ムモノトス
- 一 自ラ仕立タル苗木ヲ植栽スル場合ニ於テハ苗木ノ見積價額其他前項ノ諸費ヲ計算スヘシ
- 一 苗木ノ無償交付ヲ受ケ植栽シタル場合ニハ其苗木ハ相當代價ニ見積リ之ヲ經費中ニ計上スヘシ
- 一 一切株ヨリ萌芽セシメタル場合ハ有木地ト看做スヘキモノナルヲ以テ植栽表ニ掲記スヘカラス
- 一 天然下種ハ無立木地ニ於ケル發芽ノ當年ニ付キ調査スヘシ而シテ其年ニ於テ手入等ニ要セシ費用ハ經費トシテ調査スヘシ

○第六三 公有社寺有私有林伐採

- 一 薪炭材ニハ薪炭材トシテ伐採シタルモノハ勿論用材トシテ伐採シタルモノ、枝條根株ニシテ薪炭ニ供スルモノハ薪炭材トシテ調査スヘシ
- 一 本表ニハ風害若クハ火災ノ後其被害ノ殘部ヲ伐採シタルモノト雖モ之ヲ調査計上スヘシ

○第六四 林產物雜類

- 一 本表ニハ御料林タルト國有林タルト公有社寺有私有林タルトヲ問ハス總テノ森林原野ノ生産物ニ就キ調査スヘキモノトス
- 一 總テノ森林原野ヨリ生シタルモノニシテ山元又ハ村落ニ於テ取引シタルモノハ勿論其他ノモノト雖モ總テ調査スヘキモノトス例ヘハ山元地方ニ於ケル學校其他公ノ營造物若クハ御料局出張所ノ建築修繕等ニ要スル材料ノ取引ヲ經スシテ使用スル場合ノ如キハ其ノ地方學校若クハ官公署ニ付調査セラルヘシ
- 一 本表ノ價額ハ產地附近ノ村落又ハ市場ニ於ケル價額ヲ以テ計算スヘシ
- 一 本表ニ於ケル丸及角材又ハ竹材ノ伐採表ニ於ケル用材又ハ竹材ト異ナルハ其用途ニ宛ツル爲メ多少ノ

加工ヲ爲シタルニアリ

- 一角材トハ柱ニ使用スル爲メニ製材シタルモノハ勿論丸材ノ四方ヲ削リ若クハ挽取リタルモノヲモ云フ
- 一挽材ニハ板、盤、平物、貫、垂、木ハ勿論一般挽割物ヲ包含ス
- 一甲府縣ニ於テ乙府縣ノ産出ニ係ル丸及角材ヲ原料トシテ買入レ之ヲ製板シタルトキハ甲府縣ニ於テハ挽材トシテ調査スヘシ
- 一樽木トハ井戸側又ハ桶、樽等ノ製作ニ使用スル製材ヲ云フ
- 一曲輪トハ篩、曲物等ノ製作ニ使用スル製材ヲ云フ
- 一曲輪及下駄材ノ單位一駄ニ就テハ地方ニヨリ重量又ハ容積ノ計算方區々ナルヘキモ地方ノ慣習ニ依リテ支障ナシ
- 一燐寸用木片トハ燐寸軸木ニ用ユル木片ヲ云フモノニシテ白楊、落葉松等ヲ主トス
- 一經木ハ經木眞田ノ原料ニシテ之ヲ削ラハ直ニ眞田ノ原料タル如ク加工シタルモノヲ云フ
- 一製紙原料木材ハ木材其儘ノモノニアラスシテ外皮及腐蝕等製紙ニ適セサル部分ヲ除キタルモノヲ云フ
- 一梅、樅等ヲ主要原料トス
- 一松烟トハ製墨又ハ塗料ノ原料タルモノヲ云フ
- 一蔓及莖トハ藤、蔦、荀子蔓、齒孕等ヲ云フ
- 一苗木ハ天然下種ヲ採取シタルモノ、ミヲ調査スヘシ苗圃ヲ作り播種シタル苗木ハ三十九年五月五日本省訓令第十五號ニ依リ別ニ山林局ヘ報告セラル、ヲ以テ本様式ニハ之ヲ省ケリ
- 一樹實ハ胡桃、橡、栗、椎ノ實、栗等ヲ云ヒ天然ト栽培トヲ問ハス森林中ノ收穫ニ係ル總テヲ調査スヘシ但シ栗ハ一方果實表ノ栗ニモ加算スヘシ
- 一香料トハ線香等ノ材料タルヘキモノヲ云フ

一木精 (Wood spirit) 一名「メチルアルコール」(Methyl alcohol) ハ木材ヲ鐵製ノ「レトルト」ニ入レテ

熱スルトキハ水及醋酸ト混シテ蒸溜シ來ルカ故ニ此中ヨリ之ヲ分チ取ルヲ得ヘシ其性状及反應ハ普通ハ「アルコール」ニ類似シ假漆及染料ノ製造ニ用キ又工業用ノ酒精ニ混スル等其用途廣シ

一椎茸ハ乾燥シタルモノヲ調査スヘシ

一松茸其他諸菌類ハ生ノモノヲ調査スヘシ

一獸皮中ニハ牛馬ノ皮ヲ算入スヘカラス

一森林原野ヨリ收穫スル自然生ノ蕨、薇、山葵、薯蕷、獨活、荀ノ如キハ自然生蔬菜トシテ調査シ筈ハ

一方農産物表ノ筈ニモ加算スヘシ

一下草ハ牛馬ノ飼養又ハ肥料ニ供スルモノニシテ生枯ヲ問ハス賣買取引セシ數量價額ヲ調査スヘシ從テ

自己カ山林ヨリ刈取り綠肥ニ充ツルモノ、如キハ調査ニ及ハス

一挽材ノ單位坪トハ六尺平方ナリ

一檜皮ノ單位坪トハ六尺平方ナリ

一木精ノ單位「リットル」(Litre) トハ五合五勺ナリ

一石類ノ單位切トハ一尺立方ナリ

○第六五 織物指定特別調査

一織物指定特別調査ノ事項ハ第二十二織物表ノ相當欄ニ記入シ本表ニ再掲スルヲ要ス兩表ハ當然重複スルモノトス

一賃織業者ノ産出セシ數量價格ハ織元ノ欄ニ記入スヘシ但シ賃織業者自己ノ原料ヲ以テ製織セシモノアラハ其分ニ限り賃織業ノ欄ニ記入スヘシ

(附)

一獨立製煉所ノ鑛産製煉額ハ鑛山附屬ノ製煉業ニ非サルモノニ就キ調査報告スヘキ規定ナルニ拘ハラス
往々之ヲ混同セラル、向アリ注意アリタシ

○農商工ニ關スル統計様式 (明治四十二年二月九日 縣訓令第四號)

明治三十二年七月神奈川縣訓令第三十二號農商工ニ關スル統計様式左ノ通改正シ明治四十二年調査報告ヨ
リ施行ス
(様式略ス)

○地方廳統計報告主任氏名届出方ノ件 (明治二十六年四月十三日 甲第二十九號書記官通牒)

今般甲第八號内訓ノ趣モ有之候處農商務統計及報告ノ儀ハ獨リ本省行政事務ノ整理上必要ノ標準タルノミ
ナラス一般ノ參照指針トナルヘキ貴重ノ材料ニ有之候ヘハ之レカ調査報告ハ最モ慎重精緻其人ヲ得中央ト
各地ト一定ノ意思方針ヲ以テ之ニ從事セサルヘカラサル儀ニ付現在農工商務ニ徒事スル吏員官氏名御報告
ノ節統計及報告ノ主任タル者ハ特ニ之ヲ明記シ御差出相成度左スレハ自今統計及報告ニ關シ必要ノ注意ハ
當省主任ヨリ直接ニ貴廳主任ヘ照會往復セシムルコトアルヘク又貴廳主任ヨリハ意見ノアル所ヲ通知セシ
ムルコトヲ得一層聯絡ノ便宜可有之候

○農商工統計調査ニ關スル地方廳令達報告方ノ件 (明治二十六年六月十二日 甲第四十六號書記官通牒)

本省主管事務ニ屬スル統計調査ニ關シ現ニ施行スル縣令訓令及告示等本月三十日限り悉皆取纏メ報告相成
度又自今右等ノ令達ヲ發布セシトキハ其都度全文ヲ具シ報告可相成候

大正元年八月十六日印刷
大正元年八月二十五日出版

神奈川縣勸業課

印刷人 藪 覺 次 郎
横濱市南仲通四丁目七十七番地

印刷所 南 中 舍
横濱市南仲通四丁目七十七番地

電話 長四百六番
千五百二十九番

271
424

大正八年八月廿六日
大正八年八月廿六日

柳宗元集卷之四

柳宗元集卷之四
柳宗元集卷之四
柳宗元集卷之四

終

